

【総合口座取引規定】

(総合口座取引)

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、常陽総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、据置定期預金、自由金利型定期預金・M型および自由金利型定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)

③ 前記②の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記(1)①から③までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

(4) この預金口座にはあらかじめ少額非課税制度の適用をうけるため、非課税貯蓄申告書を提出することができます。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

(2) 期日指定定期預金、据置定期預金、自由金利型定期預金・M型の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金によって作成される預金の預入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金等の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。また、期日指定定期預金および据置定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長お預り期限にそれぞれ期日指定定期預金、据置定期預金に自動的に継続します。ただし、継続後の期日指定定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合は、預入期間3年の自由金利型定期預金・M型の複利型として継続し、継続後の据置定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合には自動継続しません。

(2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および据置定期預金については、最長お預り期限(継続をしたときはその最長お預り期限)までにその旨を当店に申出てください。

(4) 継続を停止した期日指定定期預金のうち、最長お預り期限を満期日としたものは、満期日に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。

(5) 継続を停止した据置定期預金は、最長お預り期限到来時に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。

(6) 継続を停止した自由金利型定期預金・M型および自由金利型定期預金は満期日に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、または減額して書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

ただし、前記の方法によらず、当行はエースカード規定（個人用）に定める方法により本人確認を行い、この預金の払戻しに応じることがあります。これにより生じた損害における当行の責任については、同規定によるものとします。

- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 当行が別に定める時限以降にこの預金口座に受入れた資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。

5.（預金利息の支払い）

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6.（当座貸越）

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8.(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1) この取引に定期預金があるときは、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記8.(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前記(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
②前記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前記①の（仮）差押にかかる定期預金についての担保権は引続き存続するものとします。

8.（貸越金利息等）

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率

B 据置定期預金を貸越金の担保とする場合

その据置定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率

C 自由金利型定期預金・M型ならびに自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金・M型ならびに自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

②前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 定期預金を貸越金の担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この取引の通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前記(1)の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。

(3) この取引の通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

普通預金規定9.と同じです。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がエースカード規定(個人用)に定める方法により本人確認を行い、払戻の受付その他当行所定の手続の取扱いを行うことがあります。これにより生じた損害における当行の責任については、同規定によるものとします。

12. (即時支払)

(1) 次の①から④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①支払いの停止または破産、和議開始の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③前記8.(1)②により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

- ④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店または当行国内本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。また、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前記 12. (1)、(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとし、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

14. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとし、
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとし、また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとし、
- ② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- ③ 前記①により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記 7. (1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとし、
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出して下さい。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
- ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年7月1日現在)